

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;"> <p>写 真</p> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p style="text-align: center;">年月日交付</p> <p style="text-align: center;">環境大臣(都道府県知事)</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>この証明書を携帯する者は、自然公園法第六十二條に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。</p>
<p>備考 この用紙はA列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。</p>	<p>第六十二條(実地調査) 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定若しくは都道府県知事は、公園計画の決定若しくは追加に係る区域の拡張に係る申請、公園事業の決定若しくは追加に係る申請若しくは公園事業の機関の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関の決定若しくは当該機関をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量をさせ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者、この条において以下同じ)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第六十二條(省略) 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>十一 第六十二條第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者</p>

[改正]

旧様式第四の一部改正=昭46年7月総令41号・48年9月48号・平2年10月50号・5年10月49号・12年3月23号
 ・8月94号・15年3月環令6号・19年4月11号、一部改正し本様式に繰下=平22年3月環令4号